

山口県報

平成17年
10月4日
(火曜日)

目次

規則	社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則の一部を改正する規則(厚政課).....	一
訓令	山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課).....	一
告示	山口県文書例式の一部を改正する訓令(学事文書課).....	二
	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....	二
	結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課).....	五
	土地収用法の規定に基づく事業の認定(用地課).....	五
	過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町村道の改築に関する工事(道路整備課).....	六
	土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(砂防課).....	六
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....	七
公告	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	七
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....	八
	国営農地再編整備事業(豊北地区小河内換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....	九
	国営農地再編整備事業(豊北地区上野換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....	九
	港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催(港湾課).....	九
教委告示	山口県指定有形文化財の指定.....	〇
	山口県指定有形民俗文化財の指定の変更.....	〇



社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三百三十五号

社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則の一部を改正する規則

社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則(昭和四十四年山口県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「痴呆性老人グループホーム」を「認知症高齢者グループホーム」に、「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

第三条中「痴呆性老人グループホーム」を「認知症高齢者グループホーム」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三百三十六号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「痴呆対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第10号

庁中一般
各出先機関

山口県文書例式の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関 成

山口県文書例式の一部を改正する訓令

山口県文書例式(昭和三十年山口県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第五号及び第六号中「所属職員、市町村長等」を「所属職員等」に改め、同条第九号及び第十号中「市町村長」を削る。
 別表の七中

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 日以内に、.....に対して異議申立て審査請求をすることができます。

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 日以内に、.....に対して異議申立て審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

め、同表の十一の(イ)中

この裁判について不服がある場合には、この裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して 日以内に、 大臣に対して再審査請求をすることができます。

この裁判について不服がある場合には、この裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して 日以内に、 大臣に対して再審査請求をすることができます。
 また、この裁判の取消しの訴えは、この裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

附 則

この訓令は、平成十七年十月四日から施行する。



山口県告示第五百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。
 平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 全国農業協同組合連合会
 住 所 東京都千代田区大手町一丁目八番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 全国農業協同組合連合会山口県本部山口加工場
 所在地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m ³ /時)	予 定 手 続 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	使 用 時 間 隔 時 日 当 た り の 使 用 間 隔
					季 節 的 変 動 の 概 要

排水処理施設	種 類	項 目		汚 水		汚 染 状 態		値											
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)									
"	七	八	六	九	五	二	二	二五	二〇	三五	一〇〇〇	三	五	一	三	三	五	"	"

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの時間	概季節的変動の要	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日
製鉄 鉄筋 コンクリート			三九二〇	ろ過・生物処理・凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。	"	一〇二	"	一〇二 (二基)	"	一〇一 口	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	六五〇	"	"	"	二五〇	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	九〇〇	"	"	"	四〇〇	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	二〇	"	"	"	五〇	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	三〇	"	"	"	一〇〇	"	"
"	"	"	"	"	"	"	〇・一	"	"
"	"	"	"	"	"	"	〇・五	"	"
"	"	"	"	"	"	"	〇・〇一	"	"
"	"	"	"	"	"	"	〇・〇五	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二二・五	三〇	二〇	四〇	九五	三二	五	八		
二七・五	三五	二四	五〇	一二〇	四五	六	一〇		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排水		水の汚染		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
"	"	七	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	"	八、六	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
"	一〇	二二	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	一五	二五	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
"	五	二〇	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	一〇	三五	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
"	一〇	一〇〇	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	一〇	三	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
"	三	五	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	"	一	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
"	二	三	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
"	二	三	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二
三〇	一五〇	七、三七一	通	常	常	常	常	常	常	七、三七一
五〇	二〇〇	九、一三二	最	大	最	大	最	大	最	九、一三二

山口県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地
すぎはら胃腸科外科医院	下関市武久町二丁目三番八号
神田内科クリニック	細江町三丁目二番一六号
医療法人社団松涛会彦島内科	彦島江の浦町九丁目四番五号
おぐす内科・消化器科クリニック	小月茶屋二丁目八番二二号
医療法人信和会高嶺病院	宇部市大字善和一八七の二
医療法人水の木会萩病院	萩市大字堀内二七八
五嶋内科クリニック	光市木園一丁目一九〇〇の一
あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目一六番三〇号
医療法人洋明会友近医院	長門市油谷新別名九九九の六
三澤医院	美祢市西厚保町本郷四二二
医療法人岡村医院	吉敷郡小郡町大字下郷二一九三の二
文京台デンタルクリニック	宇部市大字中山一―一二の一
黒石デンタルクリニック	大字妻崎開作四九九の一

山口県告示第五百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称
錦町
- 二 事業の種類
宇佐郷地区農業集落排水資源循環統合補助事業
- 三 起業地
(一) 収用の部分
玖珂郡錦町大字宇佐郷字かけ地内
(二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由

たけや歯科医院
あずさ薬局
あすなる薬局
小串薬局
室積薬局
あいお薬局
周南市速玉町七丁目七番
下関市秋根南町二丁目三番七号
小月茶屋二丁目一番一八号
宇部市大字小串三九八の三
光市室積大町二二の一六
吉敷郡秋穂町東六二六七の一

(一) 法第二十条第一号関係
宇佐郷地区農業集落排水資源循環統合補助事業(以下「本件事業」という)は、法第三条第三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である錦町は、農業集落排水事業特別会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止すること並びに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消することにより、農村における生活環境を改善することである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業により設けられる農業集落排水処理施設(以下「本件施設」という)から処理水が排出されることである。しかし、本件施設は、法律で定める基準を満たす処理能力を有する施設であることから、周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、生活雑排水の集水が容易であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。
エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止するとともに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
錦町役場

山口県告示第五百四十四号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

町名	路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始年月日
上関町	上関町白井田線	熊毛郡上関町大字長島字前鍋島一四の一地先から同町同大字字先鍋島二の一地先まで	道路改良	平成十七年十月五日

山口県告示第五百四十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第六工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第六工区)

- (一) 履行場所 周南市大字須万地内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	七八件

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年十月三日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十月四日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月二十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四一三三一六四七一)にすること。

山口県告示第五百四十六号

公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十四号)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の

しゅん功を認可した。

平成十七年十月四日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立ての場所

周南市晴海町七の四六から同町七の五〇に至る土地の地先公有水面

二 埋立ての目的

工場用地の造成

三 埋立ての面積

第三工区の二の二の四の三の二の二の二 七九、八三一・六二平方メートル

トル

四 認可を受けた者

周南市御影町一番一号
株式会社トクヤマ

五 認可の年月日

平成十七年九月二十六日



(五三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十月四日から平成十八年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 平田ショッピングセンター

所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号

二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

駐輪場の収容台数	二〇台	五〇台
荷さばき施設の面積	八〇平方メートル	一四二平方メートル
廃棄物等の保管施設の内容	三五立方メートル	三〇立方メートル
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	株式会社岩崎宏健堂 株式会社アステイ	株式会社岩崎宏健堂 株式会社アステイ
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	株式会社中央フード 二宮 千代 金井 弘子 東洋食品株式会社 株式会社岩崎宏健堂	株式会社アステイ 株式会社アステイ 株式会社アステイ 株式会社アステイ 株式会社アステイ
来客が駐車場を利用 することができ る時間帯	午後九時	午後九時
駐車場の自動車の 出入口の数	二箇所	三箇所

四 届出年月日
平成十七年九月二十一日
変更年月日
平成十八年五月二十二日

(五二五) 国営農地再編整備事業(豊北地区小河内換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区小河内換地区の換地計画を定めたので、同
条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供し
ます。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区小河内換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(五二六) 国営農地再編整備事業(豊北地区上野換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上野換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区上野換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年十月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(五二七) 港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、徳山
下松港に係る港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十七年十月四日

山口県知事 二井 関成

一 日時

平成十七年十月十一日(火曜日)午前十時

二 場所

周南市築港町一三番二三号

山口県周南港湾管理事務所

三 参集者の範囲

四に掲げる区域に利害関係を有する者

四 指定しようとする区域

(一) 予定港湾隣接地域の名称

徳山下松港港湾隣接地域

(二) 指定に係る区域

大津島馬島地区

1 区域

補助点一の一、基点一、二、三、四、補助点四の一の各点を順次結んだ線及び

最大高潮時の水際線によって囲まれた区域

2 点の位置

(1) 基点

一 周南市大字大津島字小田浦二三三番地地先の標柱の位置(北緯三三度五

九分一六秒東経一三一度四三分三九秒)

二 基点一から二七七度一分五八秒二二六・五メートルの点

三 基点二から二八〇度五四分〇九秒三三・五メートルの点

四 基点三から二九七度三五分二八秒五四・〇メートルの点

(2) 補助点

一の一 基点一から八度一〇分二七秒二一・三メートルの点

四の一 基点四から三三五度三四分一一秒四一・六メートルの点

注 方位は、真方位とする。



山口県教育委員会告示第八号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成十七年十月四日

山口県教育委員会

平成十七年十月四日印刷
平成十七年十月四日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

名	山口銀行旧本店 付棟札	称		員数	一 棟	所在の場所	下関市観音崎町一〇番六号	所有者	株式会社山口銀行
---	----------------	---	--	----	-----	-------	--------------	-----	----------

山口県教育委員会告示第九号

昭和六十一年十月二十四日山口県教育委員会告示第八号の一部を次のように変更する。

平成十七年十月四日

山口県教育委員会

表中「六六点」を「六七点」に、

阿武郡須佐町大字須佐四
五七〇番地の一
須佐町中央公民館

を

「秋市大字須佐四四四一の
一〇〇番地
秋市立須佐歴史民俗資料館」

に改める。